

第130回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年2月26日（木曜日）
午前10時

開催場所

東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 3階 東陽の間
(末尾記載の会場ご案内図をご参照
ください。)

目 次

第130回定時株主総会招集ご通知
株主総会参考書類
事業報告
連結計算書類
計算書類
監査報告書

議 案

議 案 剰余金の処分の件



証券コード 9313

(証券コード：9313)
2026年2月9日

株 主 各 位

東京都江東区富岡二丁目1番9号
丸八倉庫株式会社
代表取締役社長 峯 島 一郎

第130回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.maru8.co.jp/ir/soukai.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「丸八倉庫」または「コード」に「9313」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択し、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、インターネット又は書面によっても議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2026年2月25日（水曜日）午後5時までに議決権行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 日 時 2026年2月26日（木曜日）午前10時
- 場 所 東京都江東区東陽六丁目3番3号
ホテル イースト21東京 3階 東陽の間
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項

- (1) 第130期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第130期（2024年12月1日から2025年11月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

議案 剰余金の処分の件

4. その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）について

電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- (1)連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- (2)計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

以上

- 当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。

インターネットによる議決権行使の場合



次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスして頂き、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限 2026年2月25日（水曜日）午後5時まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限 2026年2月25日（水曜日）午後5時到着まで

株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年2月26日（木曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

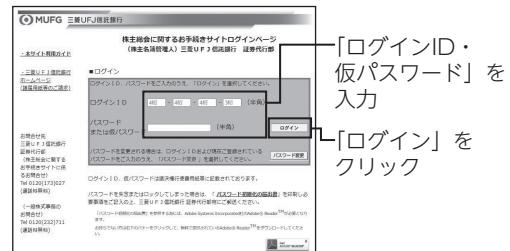
- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使 [サイト](https://evote.tr.mufg.jp/) <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものをお効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第130期期末配当につきましては、安定的配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭とする。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額142,108,632円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年2月27日

以 上

事 業 報 告

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果に支えられて景気は緩やかな回復傾向にて推移しました。しかしながら、物価上昇の継続による個人消費に及ぼす影響のほか、米国の通商政策動向の影響等から内外経済の下振れリスクも懸念される状況にあります。

このような経済情勢にあって、物流業界におきましては保管残高数量・金額ともに概ね前年同月を上回る水準にて推移する傾向がみられつつあるものの、人手不足等に加えて諸物価高騰等により全般的にコストが上昇しているほか、競争の激化等もあり、厳しい状況が続いているあります。また、不動産賃貸業界におきましては、一部に賃料水準の上昇傾向がみられるものの景気動向等の影響に伴い、今後の需給動向等に留意を要する必要があります。

このような状況の下、当社グループは、内外の環境変化に的確に対応しながら、さらなる成長を果たしていくために新中期経営計画（2022－2026）の具体的各施策を展開してまいりました。物流事業における具体的施策としては、既存倉庫の稼働率は安定的かつ高い水準にて推移しており、各種経費の削減にも取り組んできたほか、保管料や荷役料の料金適正化を進めており、営業収益の確保に努めてまいりました。また、きめ細かなサービスを提供しながら、既存顧客との取引拡大や新規顧客の獲得に努めてまいりました。このほか、埼玉県所沢市の新規倉庫ならびに千葉県八街市の新規文書保管センターも順調に稼働しており、将来の収益力増強に向けて事業基盤の増強も図られつつあります。不動産事業における具体的施策としては、賃貸マンションや賃貸オフィスビル等が安定的に稼働しており、不動産賃貸料収益の増加に努めてまいりました。また、2025年に取得した東京23区内の賃貸マンション2棟も安定稼働しており、今後の収益力強化を図ってまいりました。

この結果、売上高は不動産事業収入が増加したものの、物流事業収入の減少により前期比60百万円（1.2%）減の4,931百万円となりました。また、営業利益は新規設備投資に伴う初期コストの発生等により前期比122百万円（19.7%）減の497百万円となり、経常利益は新規設備投資に係る資金調達コスト増加により前期比153百万円（24.2%）減の480百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に有形固定資産売却益を計上していましたが、当期は前期比590百万円（65.5%）減の311百万円となりました。なお、新中期経営計画の主要指標であるEBITDA（償却前利益）は前期比119百万円（10.1%）減の1,072百万円となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

① 物流事業

物流事業では、保管料収入や運送料収入等が減少したことにより売上高は前期比61百万円減の4,260百万円となり、セグメント利益は各種コスト削減効果によりほぼ前期並みの698百万円となりました。

② 不動産事業

不動産事業では、賃貸用不動産の新規取得に伴い売上高は前期比1百万円増の670百万円となり、セグメント利益は初期コスト発生等により前期比8百万円減の331百万円となりました。

事業部門別売上高および営業利益

区分	売上高(千円)			営業利益(千円)		
	(第130期)	(第129期)	増減額	(第130期)	(第129期)	増減額
物流事業	4,260,204	4,322,168	△61,964	698,540	698,432	107
不動産事業	670,818	669,255	1,562	331,541	339,819	△8,278
合計	4,931,022	4,991,423	△60,401	1,030,081	1,038,252	△8,171

(注) 事業部門別営業利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,802百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

該当事項はありません。

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充、改修

不動産事業 賃貸不動産 2棟の取得

物流事業 草加営業所 大規模修繕

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループの設備投資資金および運転資金は、自己資金および金融機関からの借入金により充当いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社の子会社である丸ハクリエイト株式会社の損害保険代理店事業を2025年11月1日を効力発生日として他社へ譲渡いたしました。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産および損益の状況

区分	第127期	第128期	第129期	第130期 (当連結会計年度)
	(2021年 12月1日から 2022年 11月30日まで)	(2022年 12月1日から 2023年 11月30日まで)	(2023年 12月1日から 2024年 11月30日まで)	(2024年 12月1日から 2025年 11月30日まで)
売上高(千円)	4,763,864	4,972,035	4,991,423	4,931,022
経常利益(千円)	577,964	585,202	634,453	480,845
親会社株主に帰属する(千円) 当期純利益	360,366	412,202	901,758	311,047
1株当たり(円) 当期純利益	60.53	69.61	152.29	52.53
総資産(千円)	18,382,535	18,290,726	18,832,421	20,446,683
純資産(千円)	10,636,585	11,096,093	12,145,292	12,842,306

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
東北丸ハ運輸株式会社	千円 20,000	% 93.75	物 流 事 業
丸ハクリエイト株式会社	60,000	100.00	不動産事業

(注) 当事業年度末における特定完全子会社はありません。

(10) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、各種政策の効果等により景気は緩やかに回復傾向が続くことが期待されるものの、世界的な金融引き締め等により内外経済が下振れするリスクがあるほか、物価上昇や金融資本市場の変動の影響等に留意を要する状況が続くものと思われます。

このような状況の下、当社グループは、新中期経営計画（2022－2026）の施策を着実に遂行しながら事業環境の大幅な変化に的確に対応しながら、物流事業セグメントならびに不動産事業セグメントにおける収益基盤の増強を図りつつ、企業価値の向上に努めてまいります。

当社は、これまで時代の変化やお客さまのニーズの変化に適応しながら、物流サービスを展開してまいりました。特に、永年蓄積してきた3PLのノウハウを駆使して個々のお客さまのニーズにお応えするビジネスモデルは当社の強みとなっております。また、お客さまの物品を単に保管するのみならず、お客さまの物流に関する課題解決に向けて、『物流コンシェルジュ』的な役割を担い、ソリューション提案を引き続き実行していくことで「オーダーメイド型のBESTソリューションを提供する物流カンパニー」を目指してまいります。

当社グループは、安定的かつ持続的な成長を実現することにより、企業価値の向上ならびに株主共同の利益の確保・向上を目指すため、以下の基本方針を掲げてまいります。

①営業力・営業基盤の強化

「外部情報ネットワークの活用」「個々の営業マンの能力向上に向けた人材育成」「物流管理システムの開発」「3PLノウハウの改善」等を通じて営業力・営業基盤の強化を目指してまいります。

②事業基盤の拡大・強化

物流事業セグメントでは新規倉庫の建設により保管能力の増強が実現されつつあります。また、不動産事業セグメントにおいても新規資産の取得により、当社事業基盤の拡大・強化を目指してまいります。

③ガバナンスの強化

「強固な財務基盤の維持」を前提としながら、「資本政策」「コンプライアンス体制」等の強化を目指してまいります。

④株主還元施策

企業価値の向上ならびに株主共同の利益の確保・向上を目指しつつ、株主還元の強化施策を進めてまいります。

(11) 主要な事業内容

倉庫業、倉庫賃貸業、貨物荷捌業、貨物自動車運送事業、不動産の売買・仲介・賃貸および管理ならびにコンサルテーションを主に行っております。

(12) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な事業所

名 称		所在地	名 称		所在地
高 橋 営 業 所		東京都江東区	埼 玉 営 業 所		埼玉県所沢市
若 洲 営 業 所		//	草 加 営 業 所		埼玉県草加市
葛 西 営 業 所		東京都江戸川区	八 街 営 業 所		千葉県八街市
板 橋 営 業 所		東京都板橋区	仙 台 営 業 所		宮城県仙台市

② 子会社の事業所

会 社 名	所 在 地
東 北 丸 ハ 運 輸 株 式 会 社	宮城県仙台市若林区卸町東四丁目1番11号
丸 ハ ク リ エ イ ト 株 式 会 社	東京都江東区富岡二丁目1番9号

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

区分	従業員数
物流事業	89名
不動産事業	5名
全社(共通)	8名
合計	102名

(注) 1. 従業員数は、就業人員であります。
2. 従業員数には、臨時従業員の年間平均人員数(パート50名)は含んでおりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
45名	△4名	46.5歳	19.5年

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(14) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	2,897,698千円
株式会社みずほ銀行	1,662,500
株式会社商工組合中央金庫	857,040
株式会社三井住友銀行	100,000

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 19,200,000株
- ② 発行済株式の総数 7,300,000株 (自己株式1,378,807株を含む。)
- ③ 株主数 1,147名
- ④ 大株主およびその持株数

株主名	持株数	持株比率
尾張屋土地株式会社	1,639,203株	27.68%
山崎商事株式会社	400,150	6.76
東京海上日動火災保険株式会社	327,400	5.53
三菱UFJ信託銀行株式会社	205,000	3.46
養命酒製造株式会社	200,000	3.38
有限公司会社藍屋	177,500	3.00
峯島一郎	174,518	2.95
ホーチキ株式会社	155,000	2.62
大豊建設株式会社	140,000	2.36
有限公司会社ハ峯	132,000	2.23

(注) 1. 持株比率は、自己株式（1,378,807株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役に関する事項

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取 締 役 社 長 (代 表 取 締 役)	峯 島 一 郎	丸ハクリエイト株式会社 取締役
専 務 取 締 役	宮 沢 浩 元	丸ハクリエイト株式会社 取締役 東北丸ハ運輸株式会社 取締役
常 務 取 締 役	谷 健 次	総務部長兼情報システム部長兼品質管理部長
取 締 役	山 口 正 志	
取 締 役	佐 藤 久 和	
常 勤 監 査 役	渡 邁 勝 之	丸ハクリエイト株式会社 監査役 東北丸ハ運輸株式会社 監査役
監 査 役	三 木 康 史	
監 査 役	佐 藤 昌 昭	

(注) 1. 山口正志氏および佐藤久和氏は、社外取締役であります。
 2. 三木康史氏および佐藤昌昭氏は、社外監査役であります。
 3. 三木康史氏および佐藤昌昭氏は金融機関の出身者であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 当社は、取締役山口正志氏および佐藤久和氏ならびに監査役三木康史氏および佐藤昌昭氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 取締役山口正志氏および監査役佐藤昌昭氏は、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」に規定する独立委員会委員であります。
 6. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年11月30日現在の取締役を兼務しない執行役員には、佐々木学氏（執行役員不動産部長）ならびに楠田真一郎氏（執行役員営業開発部長）を選任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および全ての子会社の役員、執行役員、管理職従業員、社外派遣役員および退任役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の犯罪行為等に起因する損害については填補の対象としないなど、一定の免責事由があります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ. 取締役および監査役の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、2021年2月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

監査役の報酬は、毎年2月の監査役会にて、常勤、非常勤および職務等を勘案して協議のうえ決定しております。

役員報酬は、固定報酬と退職慰労金とで構成されており、業績連動報酬は採用しておりません。固定報酬は毎月定額を金銭にて支給しており、退職慰労金については当社内規に従って役位と在任期間に応じて積み立てております。

固定報酬は、当社の持続的かつ安定的な成長と企業価値の向上を図るうえで、各役員が果たすべき役割の対価として機能することを目的とし、世間水準等を勘案しながら原則として役位ごとに固定報酬の額を決定しております。

退職慰労金は、固定報酬の月額と役位別の乗率に従って各年度の積立額を算出してお

り、株主総会の決議を経て支給されております。

取締役の役員報酬は、各年度の新役員体制が確定される毎年2月の取締役会にて、各取締役の「役位」「職務」「貢献度」等に応じて報酬額を決定しております。取締役会では社外取締役、社外監査役も出席のうえで透明性が確保された審議がなされております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および、決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

□ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2009年2月26日開催の第113回定時株主総会において月額12,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は0名）です。

監査役の報酬限度額は、1990年2月27日開催の第94回定時株主総会において月額2,500千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

ハ. 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	73,974 (8,100)	73,974 (8,100)	— (—)	— (—)	5 (2)
監査役 (うち社外監査役)	21,600 (8,100)	21,600 (8,100)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (うち社外役員)	95,574 (16,200)	95,574 (16,200)	— (—)	— (—)	8 (4)

(注) 上記報酬等の額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額14,742千円（取締役12,342千円、監査役2,400千円（うち社外取締役および社外監査役分1,800千円））が含まれております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役 山口正志	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席いたしました。同業他社において永年にわたり経営に携わり、当社事業内容に関連した豊富な経験・知見を有するため、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、主に永年にわたる物流業における経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役 佐藤久和	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席いたしました。金融機関および建設業での経営に携わり、豊富な経験・知見を有するため、社外取締役として、当社経営に対して有益なご意見やご指摘をいただくことを期待しており、主に永年にわたる金融機関等の経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役 三木康史	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査役会10回のうち10回に出席し、主に永年にわたる金融機関等の経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監査役 佐藤昌昭	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、また、監査役会10回のうち10回に出席し、主に永年にわたる金融機関等の経験の見地から議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

二. 社外役員の親族関係

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	21,900千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他の財産上の利益の合計額	21,900千円

(注) 会計監査人の報酬等において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別できないため、その合計額を記載しております。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。その場合、監査役会で選定した監査役により解任後最初に招集される株主総会で、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。また、会計監査人の職務の遂行に支障が認められる場合等、その他必要があると判断される場合には、当社監査役会は、会計監査人の解任または、不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社および子会社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議しております。その概要は以下のとおりであります。

総則として当社の内部統制システム構築は、①以下に定めるところにより実行すべきものとし、かつ内部統制システムについて不断の見直しによって、その都度改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を作ることを目的としております。

① 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 取締役の決裁等に関する文書等の取扱いは、会社規則に定めるところにより行うことにしております。
- ロ. 上記規則の改廃は取締役会規則に基づき取締役会の決議とすることにしております。
- ハ. 監査役の要求がある場合は、速やかに提出いたすことにしております。

② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理については、会社規則等で定めるところにより、各部門で必要に応じて研修、マニュアル等の作成、配布を行うことにしております。
- ロ. 新たに生じたリスクの対応は、対応責任者を決め、対処することにしております。

③ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- イ. 全社的に影響を及ぼす重要事項については、多方面的な検討を経て慎重に決するため、常勤取締役で組織する経営会議で審議することにしております。
- ロ. 事業部門の目標値として年度予算を設定し、それに基づく業務管理を行うことにしております。
- ハ. 取締役は、委嘱された担当部門を職務分掌規程に基づき、職務権限に規定された基準内で職務執行することにしております。
- 二. 業務の運営の状況を把握し、改善するために内部監査を実施することにしております。
- ホ. 内部監査は定期的に行うため、その都度監査項目および実施方法を検討し、監査項目に漏れがないか確認し、行うことにしております。
- ヘ. 内部監査結果、コンプライアンス、定款および会社諸規則に反する行為があった場合、速やかに代表取締役社長に報告し、対処することにしております。

ト. 子会社の運営状況ならびに重要案件の立案、調査、検討、決定の機関として、原則毎月開催される定例会議は、当社の常勤取締役全員が議事録を回覧し、確認の必要な事項については当社取締役が助言等を行うことにしております。また、子会社の取締役会には当社の取締役および監査役が出席しており、子会社の職務の執行を監督することにしております。

- ④ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 従業員に法令・定款の遵守を徹底させるため、取締役は、担当部門の従業員にコンプライアンスおよび社内諸規則等を、時宜に応じて適切な研修体制を構築することにしております。
 - ロ. 取締役は、コンプライアンスに徹した透明性の高い経営をするための行動の指針を定めた企業倫理規則、企業倫理委員会規則の周知徹底を、従業員に対して行うことにしております。
- ⑤ 当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当社は、子会社の自主責任経営を尊重しつつも、子会社の業務の適正を確保するため、子会社に対して当社の経営方針・経営理念および内部統制システムの整備に関する基本方針を徹底し、当社への報告体制を整備することにしております。
 - ロ. 定期的に子会社におけるリスク管理の有無を監査することにしております。
 - ハ. 内部監査で、子会社に損失の危険が発生し、これを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、発生する損失の程度および当社に対する影響等について、当社の代表取締役社長および担当部署に報告し、対処することにしております。
 - 二. 当社と子会社との間における、利益の付替え、損失の飛ばし等、不適切な取引または会計処理を防止するため、経理担当者は子会社の担当者と十分な情報交換を行うことにしております。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - 監査役から要請がある場合、取締役の指揮命令に服さない専属の使用人を配属することにしております。
- ⑦ ⑥の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査役の要請に応じて監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、監査役会の同意を得て行うことにしております。

⑧ 当社・子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役および使用人は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告をすることにしております。

ロ. イの報告事項として、常勤監査役が出席する経営会議で取締役は担当事項を速やかに報告することにしております。

ハ. 報告を行った使用人等は、監査役への情報提供を理由として不利な取り扱いを一切受けないことにしております。

二. 子会社の監査役は、当社の常勤監査役が兼任しており、子会社の定例会議の内容について報告を受けております。

ホ. 企業倫理委員会による内部通報制度が行動規程により整備されており、当社および子会社の正規従業員に限らず、臨時従業員や関連会社従業員からの匿名による通報を受ける体制が整備されております。なお、違反通報・報告による不当な扱いは一切受けないことにしております。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役の要請に応じて職務を補助する人事を含め、当社の監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、よって当社の監査体制の実効性を高めるため、監査役が出席する企業倫理委員会で審議することにしております。

ロ. 同委員会の委員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を十分に尊重しなければならないことにしております。

ハ. 監査役が必要と認める監査費用（会計監査人・弁護士等への相談費用も含む）は、その支払い時期、償還手続き等を含め、全額当社がこれを負担することにしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における取組みにつきましては、内部監査人および内部監査統括責任者による評価のもと、事業年度末における整備、運用が適切であることを確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グル

プの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「お客様に完全な業務を提供する」「社業の発展を通じて市民生活の向上に貢献する」「人間尊重の経営に徹する」を経営理念とし、経営基盤の強化と業績安定・向上に努めてまいりました。

当社は、これまで時代の変化やお客さまのニーズの変化に適応しながら、物流サービスを展開してまいりました。特に、永年蓄積してきた3PLのノウハウを駆使して個々のお客さまのニーズにお応えするビジネスモデルは当社の強みとなっております。また、お客さまの物品を単に保管するのみならず、お客さまの物流に関する課題解決に向けて、『物流コンシェルジュ』的な役割を担い、ソリューション提案を引き続き実行していくことで「オーダーメイド型のBESTソリューションを提供する物流カンパニー」を目指してまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、上記基本方針に基づき、株主の皆様が適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するため、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定しております。また、一定の場合には当社が対抗措置をとることを明らかにし、当社株式等の大規模買付行為によって、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なわないようにしております。

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」に関する議論に加え、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針」の内容を踏まえております。

なお、当社株式等の大規模買付行為に関する本対応策は、2015年7月10日開催の当社取締役会において導入を決議し、その後3回の更新を経て2025年2月27日開催の当社第129回定時株主総会において、有効期間を2028年2月開催予定の定時株主総会終結の時まで延長するものとして、株主の皆様のご承認を得ております。詳細につきましては、「第129回定時株主総会招集ご通知」（下記URL）8頁から28頁に記載の議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の継続の件」をご参照ください。<https://www.maru8.co.jp/pdf/ir/25020401.pdf>

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年11月30日現在)

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	1,234,684	流動負債	1,532,677
現金及び預金	727,601	営業未払金	111,181
受取手形及び営業未収入金	301,876	短期借入金	100,000
未収還付法人税等	65,309	1年内返済予定の長期借入金	1,025,844
その他の	139,897	未払金	6,512
		未払費用	101,279
固定資産	19,211,998	未払法人税等	4,305
有形固定資産	15,685,663	未払消費税等	10,621
建物及び構築物	8,165,834	前受金	160,145
機械装置及び運搬具	316,960	その他の	12,786
土地	7,076,442	固定負債	6,071,699
建設仮勘定	35,426	長期借入金	4,391,394
その他の	90,999	繰延税金負債	933,406
無形固定資産	88,711	役員退職慰労引当金	151,590
借地権	72,372	長期預り保証金	573,120
その他の	16,339	その他の	22,187
投資その他の資産	3,437,623	負債合計	7,604,376
投資有価証券	2,651,882	純資産の部	
差入保証金	437,237	株主資本	11,659,823
会員権	9,278	資本金	2,527,600
退職給付に係る資産	168,410	資本剰余金	2,046,936
繰延税金資産	16,259	利益剰余金	8,275,252
その他の	154,554	自己株式	△1,189,964
資産合計	20,446,683	その他の包括利益累計額	1,152,797
		その他有価証券評価差額金	1,152,797
		非支配株主持分	29,684
		純資産合計	12,842,306
		負債及び純資産合計	20,446,683

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

単位：千円

科 目				金 額	
売上	原	高	益		4,931,022
売上	原	価	益		3,739,717
売上	総	利	益		1,191,305
販売費及び一般管理費	一	理	益		694,001
営業業	利	益	益		497,303
営業外収益			益		67,551
受取利息		息		141	
受取配当金		金		53,727	
補助金収入		入	金	1,046	
保険解約戻金		戻	金	9,754	
その他			他	2,880	
営業外費用					84,009
支払利息		息		51,009	
支払手数料		料		33,000	
経常利益		益			480,845
特別利益		益			7,294
有形固定資産売却益		益		475	
事業譲渡益		益		6,818	
特別損失		失			48
有形固定資産除却損		損		48	
税金等調整前当期純利益					488,091
法人税、住民税及び事業税				152,975	
法人税等調整額				22,891	175,867
当期純利益					312,224
非支配株主に帰属する当期純利益					1,177
親会社株主に帰属する当期純利益					311,047

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

単位：千円

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2024年12月1日残高	2,527,600	2,046,936	8,082,628	△1,189,964	11,467,200
連結会計年度中の変動額					
剩 余 金 の 配 当			△118,423		△118,423
親会社株主に帰属する当期純利益			311,047		311,047
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変動額合計	—	—	192,623	—	192,623
2025年11月30日残高	2,527,600	2,046,936	8,275,252	△1,189,964	11,659,823

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2024年12月1日残高	649,584	649,584	28,507	12,145,292
連結会計年度中の変動額				
剩 余 金 の 配 当				△118,423
親会社株主に帰属する当期純利益				311,047
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	503,213	503,213	1,177	504,390
連 結 会 計 年 度 中 の 変動額合計	503,213	503,213	1,177	697,014
2025年11月30日残高	1,152,797	1,152,797	29,684	12,842,306

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数	2社
② 連結子会社の名称	東北丸ハ運輸株式会社 丸ハクリエイト株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券	
満期保有目的の債券	償却原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法に基づく原価法
② 重要な減価償却資産の減価償却の方法	
イ. 有形固定資産	有形固定資産は次の償却方法を採用しております。

建物 定額法

但し、1998年3月31日以前に取得した建物については、定率法を採用しております。

建物附属設備 定額法

構築物 定額法

但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備、構築物については、若洲営業所を除いて定率法を採用しております。

機械及び装置 定額法

その他 定率法

主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物 7年～47年

機械装置及び運搬具 2年～17年

その他 3年～20年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、取得価額の5%に到達した翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額の差額を5年間にわたり均等償却する方法によっております。

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ロ. 無形固定資産

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

ロ. 役員退職慰労引当金

④ 退職給付に係る会計処理の方法

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 物流事業

倉庫業務

主な履行義務は、寄託を受けた貨物の保管及び入出庫荷役業務を行うことであり、保管業務では、寄託貨物の保管又は保管区画の供与開始以降一定の保管期日到来時点、入出庫荷役業務では、荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、貸倉庫業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。また、倉庫業務のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

運送業務

主な履行義務は、貨物自動車等による貨物の運送を行うことであり、貨物の出荷又は引取り以降運送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

物流事業の取引の対価については、履行義務を充足してから概ね2ヶ月で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ロ. 不動産事業

主にマンション、オフィスビル等の賃貸業務を行っており、不動産賃貸業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

- ⑥ 重要なヘッジ会計の方法
 - イ. ヘッジ会計の方法
 - ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ハ. ヘッジ方針
- 二. ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替・金利等の市場価格の変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある負債としております。

金利リスクのある負債については、金利スワップ等により、金利リスクをヘッジすることを基本としております。

ヘッジ手段及びヘッジ対象について毎決算期末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証していますが、ヘッジ対象の負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類計上額

① 減損損失	一千円
② 有形及び無形固定資産	15,774,375千円

(2) その他の情報

当社グループは、物流事業においては商圈ごとに、不動産事業においては物件ごとに資産のグループ化を行い、減損の兆候の判定を行っています。減損の兆候は、継続的な営業活動から生ずる損益のマイナス、市場価格の著しい下落に加え、経営環境の著しい悪化や使用範囲の変化の有無等により判定しております。

減損の兆候があると判定された資産または資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識します。減損損失を認識する資産または資産グループにおいては、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または割引後将来キャッシュ・フローの総額のいずれか大きい金額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。

なお、当連結会計年度において不動産事業における一部の資産グループについて減損の兆候が生じていましたが、減損損失の認識の判定を行った結果、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っているため、減損損失は計上しておりません。

割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りにおいては、過年度に入手した不動産鑑定評価をもとに公示価格、都道府県基準地価格及び路線価を用いて時点修正を行った正味売却価額を使用しております。これらの評価額の算定過程は見積りの不確実性を伴うため、今後の経済環境の変化等によっては翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

イ. 土地	2,887,544千円
ロ. 建物	6,455,454千円
計	9,342,999千円

② 担保に係る債務

イ. 短期借入金	100,000千円
ロ. 1年内返済予定の長期借入金	1,025,844千円
ハ. 長期借入金	4,391,394千円
計	5,517,238千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,021,894千円

(3) 満期保有目的の債券10,000千円は、供託しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

普通株式 7,300,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当金額(円)	基準日	効力発生日
2025年2月27日 第129回定時株主総会	普通株式	118,423	20	2024年11月30日	2025年2月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2026年2月26日開催の第130回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

・配当金の総額 142,108千円

・1株当たり配当金額 24円

・基準日 2025年11月30日

・効力発生日 2026年2月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達については銀行等金融機関からの借入による方針です。デリバティブは借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、資金運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び営業未収入金に係る顧客の信用リスクは、当社グループの与信管理規程に従い取引ごとに期日管理及び残高管理を行いリスクの低減を図っております。投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期毎に時価の把握を行っております。

営業未払金については、全てが1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に係る資金調達です。長期のものの一部については、支払利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年11月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません（（注2）参照）。

単位：千円

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,000	9,166	△833
その他有価証券	2,188,906	2,188,906	—
長期借入金	(5,417,238)	(5,222,543)	(△194,694)

（※）1. 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 「受取手形及び営業未収入金」、「営業未払金」、「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 負債に計上されているものについては、（ ）で示しています。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引及びデリバティブ取引に関する事項

① 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

② 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一緒にとして処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっています。

③ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等

① 非上場株式(連結貸借対照表計上額452,976千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難なため「投資有価証券 その他有価証券」には含めていません。

② 長期預り保証金(連結貸借対照表計上額573,120千円)は、返済期日が未定であり、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため上表に記載していません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

単位：千円

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	—	10,000	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

単位：千円

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	1,025,844	823,804	717,160	683,808	658,208	1,508,414

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	2,188,906	—	—	2,188,906

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券	9,166	—	—	9,166
長期借入金	—	5,222,543	—	5,222,543

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式、国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 貸借等不動産に関する注記

当社及び連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用のマンション、商業ビル、物流施設等を有しております。2025年11月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は798,321千円（営業利益に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額(千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
6,869,010	2,478,250	9,347,261	18,263,985

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は土地・建物等の取得（2,726,343千円）であり、主な減少額は減価償却費（248,092千円）であります。

3. 当連結会計年度末における時価は、主に「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

単位：千円

	報告セグメント		
	物流事業	不動産事業	計
売上高			
顧客との契約から生じる収益	2,621,947	34,033	2,655,981
その他の収益	1,638,256	636,784	2,275,041
計	4,260,204	670,818	4,931,022

(注) 売上高のその他の収益は「リース取引に関する会計基準（企業会計基準第13号）」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等(3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権

顧客との契約から生じた債権の残高は次の通りです。なお、契約資産及び契約負債はありません。

単位：千円

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	315,425
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	301,876

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じた対価の中に取引価格に含まれない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,163円86銭
- (2) 1株当たり当期純利益 52円53銭

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年11月30日現在)

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	935,709	流动負債	1,471,961
現金及び預金	477,047	営業未払金	109,829
営業未収入金	242,588	短期借入金	100,000
前払費用	88,793	1年内返済予定の長期借入金	1,025,844
未収還付法人税等	65,309	未払金	6,424
その他の	61,971	未払費用	77,077
固定資産	17,874,401	前預り金	149,160
有形固定資産	13,925,190	固定負債	3,626
建構築物	7,396,492	長期借入金	6,030,552
機械及び装置	130,261	繰延税金負債	4,391,394
車両運搬工具	276,470	役員退職慰労引当金	933,406
工具、器具及び備品	12,253	長期預り保証金	144,066
土地	84,225	資産除去去債務	539,499
建設計仮勘定	5,990,060	負債合計	22,187
	35,426	純資産の部	
無形固定資産	13,919	株主資本	10,154,799
借地権	1,845	資本剰余金	2,527,600
ソフトウエア	6,576	資本準備金	2,046,936
その他の	5,497	利益剰余金	2,046,936
投資その他の資産	3,935,292	利益準備金	6,770,227
投資有価証券	2,641,882	その他利益剰余金	180,330
関係会社株式	130,825	災害準備積立金	6,589,897
出資	4,680	別途積立金	2,598
関係会社長期貸付	405,000	固定資産圧縮積立金	290,070
長期前払費用	48,728	繰越利益剰余金	827,141
前払年金費用	168,410	自己株式	5,470,086
差入保証金	427,050	評価・換算差額等	△1,189,964
会員権	7,628	その他有価証券評価差額金	1,152,797
その他の	101,086	純資産合計	1,152,797
資産合計	18,810,111	負債及び純資産合計	11,307,596
			18,810,111

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

単位：千円

科 目		金 額
売 上	高	4,221,095
売 上 原 価		3,200,734
売 上 総 利 益		1,020,360
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		647,127
営 業 利 益		373,232
営 業 外 収 益		70,301
受 取 利 息		4,571
受 取 配 当 金		53,727
保 険 解 約 返 戻 金		9,754
そ の 他		2,247
営 業 外 費 用		84,009
支 払 利 息		51,009
支 払 手 数 料		33,000
経 常 利 益		359,524
特 別 利 益		45
有 形 固 定 資 産 売 却 益		45
特 別 損 失		0
有 形 固 定 資 産 除 却 損		0
税 引 前 当 期 純 利 益		359,570
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		113,493
法 人 税 等 調 整 額		17,543
当 期 純 利 益		228,532

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年12月1日から2025年11月30日まで)

単位：千円

資 本 金	株 主 資 本			利 益 剰 余 金
	資 本	剩 余 金	資 本	
	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	
2024年12月1日残高	2,527,600	2,046,936	2,046,936	180,330
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
固定資産圧縮積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2025年11月30日残高	2,527,600	2,046,936	2,046,936	180,330

単位：千円

	株主資本					利益剰余金 合計	
	利益剰余金						
	その他利益剰余金						
	災害準備積立金	別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
2024年12月1日残高	2,598	290,070	867,189	5,319,930	6,660,118		
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△118,423	△118,423		
当期純利益				228,532	228,532		
固定資産圧縮積立金の取崩			△40,047	40,047	—		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	△40,047	150,156	110,108		
2025年11月30日残高	2,598	290,070	827,141	5,470,086	6,770,227		

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等合計	
2024年12月1日残高	△1,189,964	10,044,690	649,584	649,584	10,694,274
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△118,423			△118,423
当期純利益		228,532			228,532
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			503,213	503,213	503,213
事業年度中の変動額合計	—	110,108	503,213	503,213	613,322
2025年11月30日残高	△1,189,964	10,154,799	1,152,797	1,152,797	11,307,596

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

□. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

有形固定資産は次の償却方法を採用しております。

建物 定額法

但し、1998年3月31日以前に取得した建物については、定率法を採用しております。

建物附属設備 定額法

構築物 定額法

但し、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備、構築物については、若洲営業所を除いて定率法を採用しております。

機械及び装置 定額法

その他 定率法

主な資産の耐用年数は次のとおりです。

建物 7年～47年

機械及び装置 10年～17年

その他 3年～20年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、取得価額の5%に到達した翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額の差額を5年間にわたり均等償却する方法によっております。

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

② 無形固定資産

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に債権の回収可能性を勘案した回収不能見込額を計上しております。なお、当事業年度において貸倒引当金は計上しておりません。

② 退職給付引当金

当社従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の額に基づき簡便法により計上しております。なお、当事業年度末においては前払年金費用を計上しているため、退職給付引当金は計上しておりません。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職金の支払に充てるため、内規に基づき、期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 物流事業

倉庫業務

主な履行義務は、寄託を受けた貨物の保管及び出入庫荷役業務を行うことであり、保管業務では、寄託貨物の保管又は保管区画の供与開始以降一定の保管期日到来時点、出入庫荷役業務では、荷役作業完了時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、貸倉庫業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。また、倉庫業務のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供するサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

運送業務

主な履行義務は、貨物自動車等による貨物の運送を行うことであり、貨物の出荷又は引取り以降運送を実施した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

物流事業の取引の対価については、履行義務を充足してから概ね2ヶ月で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

② 不動産事業

主にマンション、オフィスビル等の賃貸業務を行っており、不動産賃貸業務は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち、金利スワップの特例処理の対象となる取引については、当該特例処理を採用しております。

ヘッジ手段

金利スワップ取引

ヘッジ対象

為替・金利等の市場価格の変動により時価または将来キャッシュ・フローが変動するリスクのある負債としております。

- ③ ヘッジ方針
- ④ ヘッジの有効性評価の方法

金利リスクのある負債については、金利スワップ等により、金利リスクをヘッジすることを基本としております。
ヘッジ手段およびヘッジ対象について毎決算期末に、個別取引ごとのヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の負債とデリバティブ取引について、元本・利率・期間等の条件が同一の場合は、ヘッジ効果が極めて高いことから本検証を省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

該当事項はありません。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

イ. 土地	2,749,918千円
ロ. 建物	6,068,966千円
計	8,818,884千円

② 担保に係る債務

イ. 短期借入金	100,000千円
ロ. 1年内返済予定の長期借入金	965,844千円
ハ. 長期借入金	4,331,394千円
計	5,397,238千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,295,083千円

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

	東北丸ハ運輸(株)	丸ハクリエイト(株)
① 短期金銭債権	2,502千円	20,000千円
② 短期金銭債務	34,059千円	6,406千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高

売上高	28,602千円	一千円
売上原価	380,244千円	25,584千円
販売費及び一般管理費	一千円	18,537千円

② 営業取引以外の取引高

受取利息	一千円	4,523千円
------	-----	---------

東北丸ハ運輸(株) 丸ハクリエイト(株)

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	1,378,807	—	—	1,378,807

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	3,918千円
未払賞与	13,372千円
未払社会保険料	2,785千円
役員退職慰労引当金	45,409千円
ゴルフ会員権評価損	1,126千円
資産除去債務	6,993千円
その他	8,613千円
繰延税金資産小計	82,219千円
評価性引当額	△53,640千円
繰延税金資産合計	28,579千円

繰延税金負債

未収還付事業税	△3,012千円
前払年金費用	△53,083千円
固定資産圧縮積立金	△375,279千円
その他有価証券評価差額金	△530,610千円
繰延税金負債合計	△961,985千円
繰延税金負債の純額	△933,406千円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以後に開始する事業年度より、防衛特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度以後において解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更により、当事業年度の固定負債に表示されている繰延税金負債（繰延税金資産の金額を控除した金額）の金額が11,596千円増加しております。この結果、法人税等調整額は11,596千円増加し、その他有価証券評価差額金は15,150千円増加しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

単位：千円

種類	名称	議決権 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東北丸ハ運輸(株)	93.75%	業務委託 役員等の兼任	倉庫の賃貸	28,602	営業未収入金	2,502
				荷役作業委託	380,244	営業未払金	34,059
子会社	丸ハクリエイト(株)	100.00%	金銭の貸付 役員等の兼任	金銭の貸付	—	関係会社 貸付金	425,000
				金銭の返済	65,000	—	—
				利息の受取	4,523	—	—
				担保受入	120,000	—	—

(注) 1. 上記のうち、営業未収入金及び営業未払金には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

取引金額につきましては、市場価格に基づき交渉の上、決定しております。

資金の貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を決定しております。

3. 当社の金融機関からの借入に対し丸ハクリエイト(株)より土地、建物の担保提供を受けております。

取引金額は、借入金残高を記載しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,909円68銭

(2) 1株当たり当期純利益 38円60銭

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

丸八倉庫株式会社

2026年1月6日

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堤康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸八倉庫株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸八倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書曰までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

丸八倉庫株式会社
取締役会 御中

2026年1月6日

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小松亮一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堤康
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸八倉庫株式会社の2024年12月1日から2025年11月30日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2024年12月1日から2025年11月30日までの第130期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年1月8日

丸八倉庫株式会社 監査役会
常勤監査役 渡 邊 勝 之 印
社外監査役 三 木 康 史 印
社外監査役 佐 藤 昌 昭 印

以 上

株主総会会場ご案内図

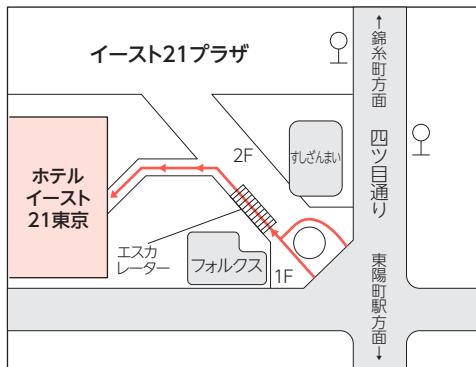
会場 ホテル イースト21東京 3階 東陽の間

スマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、会場周辺のマップにアクセスすることも可能です。



東京都江東区東陽六丁目3番3号
電話03-5683-5683

会場入口案内図



※総会会場は3階です。

フォルクス横（1階）のエスカレーターより、
ロビーラウンジ（2階）へお上がり、
更にエスカレーターで3階へお越しください。



最寄り駅のご案内

地下鉄 東京メトロ東西線

「東陽町駅」1番出口下車、徒歩約7分

東陽町駅1番出口（大手町寄り）より右手にお進みください。